

社会福祉法人日吉たには会役員等報酬規程

〔平成29年1月31日制定〕

〔平成29年4月1日施行〕

社会福祉法人 日吉たには会

社会福祉法人日吉たには会役員等報酬規程

〔制定〕平成29年1月31日

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人日吉たには会（以下「法人」という）定款第9条および第23条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員）

第2条 この規程において、理事長及び業務執行理事を常勤役員等といい、その他の役員等を非常勤役員等という。

（報酬等の支給）

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1） 常勤役員等については、報酬及び賞与を支給する。
- （2） 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1） 報酬については、別表第1に定める額
- （2） 賞与については、別表第2に定める額
- （3） 通勤手当については、職員給与規程第14条の規定に準ずる額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1） 報酬については、別表第3に定める額
- （2） 業務にあたったときは、職員給与規程第14条の規定に準ずる額の交通費を支給する。

（法人職員給与との併給）

第6条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第4の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、報酬は職員給与規程第4条、賞与は職員給与規程第16条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(月の途中で就任又は退任した場合の報酬等)

第8条 月の途中で就任又は退任した役員に対するその当月分の報酬は当月分の報酬等の金額を支給する。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附則)

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2. 役員報酬及び費用弁償規程(平成7年4月1日制定)は、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役 職 名	報 酬 の 額
理事長	月額 30万円
業務執行理事	月額 20万円

別表第2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	報酬月額×1か月分
12月の賞与	報酬月額×1か月分

別表第3（非常勤役員等の報酬）

区 分	日 額
4時間未満の会議出席等	5,568円
4時間以上の会議出席等	11,137円

別表第4（職員給与との併給）

役 職 名	報 酬 の 額
理事長	月額 15万円以内
業務執行理事	月額 4万円以内
理事	月額 2万円以内